

○事後審査型一般競争入札の手続きの流れ

※事後審査型→入札参加希望者は、原則として申請時に「入札参加申請書」のみを提出し、入札執行後、落札候補者が提出する「入札資格確認書類」の審査により、落札者が決定される入札方式です。

公 告

- ①入札通知は送付せず、入札案件の説明は全て公告により行います。
- ②公告場所は、本庁・支所の掲示板、佐久市ホームページ、都市計画課とします。
- ③公告日は、原則として水曜日（水曜日が休日の場合は直前の開庁日。）とします。

設計図書等

- ①設計図書等は、公告日から佐久市ホームページよりダウンロードにより取得するものとします。ただし、ダウンロードにより取得できない場合は「事後審査型一般競争入札参加申請書」の提出後3日以内に都市計画課より交付します。
- ②交付を受けた入札参加申請者からは、設計図書交付手数料を徴収します。

入札参加申請

- ①入札参加希望者は、「事後審査型一般競争入札参加申請書」を公告に示した日時までに、都市計画課に提出（郵送不可。）してください。

なお、受付最終日の受付は午後5時15分までとし、受付期日を過ぎて提出された申請書は受理しません。また、申請者が明らかに資格を有さない場合も受理しません。

- ②申請書様式は、佐久市ホームページからダウンロードしてください。

質問・回答

- ①質問は、公告に示した日時、場所に書面により提出してください。
- ②回答の必要がある場合は、佐久市ホームページにて回答します。

入札及び落札候補者の決定

- ①入札は、公告で示した日時、場所で執行します。
- ②建設工事に係る入札の参加者は、入札時に入札書と併せて工事費内訳書を提出してください。
- ③入札形式等は、現行の指名競争入札時と同様とします。
- ④最低制限価格以上の価格であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示した者を落札候補者とし、落札を保留して開札を終了します。ただし、最低制限価格の設定がない場合は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示した者を落札候補者とします。
(最低制限価格を下回った者は「失格者」となり落札候補者となりません。また、「失格者」は、当該対象入札に係る落札者がいない場合における再度の入札に参加できません。)

確認書類の審査及び落札者の決定

① 落札候補者は、落札候補者を決定した日の翌日（休日の場合は翌開庁日）までに、入札参加資格確認書類を都市計画課に提出（郵送は不可。）してください。

なお、確認書類が期限までに提出されない場合は、落札候補者の入札を無効とします。
②入札参加資格の審査は、提出された審査書類を審査し、入札参加資格要件を満たしている場合には、当該落札候補者を落札者と決定します。

なお、満たしていない場合には、予定価格の制限の範囲内で応札した次順位から確認書類の提出を求め、順次審査を行い、入札参加資格を満たしている者1人が確認できるまで行います。

③落札者の決定は、原則として確認書類の提出があった日から起算して2日（休日は除く。）以内に行います。

④落札者を決定したときは、直ちに落札者に対し電話により連絡し、契約締結に必要な指示を行います。

入札参加資格がないと認められた者

①審査において、入札参加資格がないと認められた者に対しては、入札参加資格審査結果通知書により通知します。

②通知を受理した者は、通知日の翌日から起算して10日（10日目が休日の場合はその翌開庁日。）以内に、市に対して書面により入札参加資格がないと認められた理由について説明を求めることができます。

③市は、説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日（10日目が休日の場合はその翌開庁日。）以内に書面にて回答します。

契 約

①落札者を決定した日の翌日から起算して5日（5日目が休日の場合は翌開庁日。）以内に、落札者と契約を締結します。